上欄		中欄	下欄					
名称	関係告示	名称及び員数	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
竜光院本堂及び盤桓廊	明治四十一年内務省告示第七十六号 昭和三十六年文化財保護委員会告示第三十二号	寮及び小庫裏　一棟 禹門　一棟 附土塀　一棟	龍光院昭堂 寮及び小庫裏	五棟	桁行六間、梁間四間、一重、寄棟造、檜皮葺 桁行二三・〇メートル、梁間八・一メートル、一重、南面寄棟造、庇及び唐破風付、西面庇付、こけら葺及び桟瓦葺、東面玄関附属、入母屋造、桟瓦葺	宗教法人龍光院	京都府京都市北区紫野大徳寺町一四番地	京都府京都市北区紫野大徳寺町
本　堂								
盤桓廊			盤桓廊		桁行四間、梁間二間、一重、切妻造、檜皮葺			
竜光院兜門			兜門		一間一戸平唐門、檜皮葺			
			禹門		一間一戸向唐門、檜皮葺 附・土塀　一棟 築地塀、延長六一・四メートル、本瓦葺			
本宮脇片拝殿			左右片拝殿		各桁行正面二間、背面三間、梁間二間、一重、切妻造、拝殿側唐破風造、檜皮葺、背面突出部附属			
本宮四脚門			脇片拝殿		桁行三間、梁間一間、一重、切妻造、檜皮葺			
			四脚門		四脚門、切妻造、こけら葺			
			布橋		桁行三八間、梁間一間、切妻造、銅板葺			
			勅願殿		正面三間、側面三間、背面五間、切妻造、銅板葺			
			文庫		桁行一間、梁間二間、切妻造、銅板葺			
			勅使殿		桁行一間、梁間一間、唐破風造、妻入、こけら葺			
			五間廊		正面三間、側面五間、切妻造、銅板葺			
			摂末社遙拝所		桁行一三間、梁間二間、切妻造、銅板葺			
			神楽殿		正面三間、側面四間、背面五間、入母屋造、妻入、銅板葺			
			天流水舎		桁行一間、梁間一間、切妻造、妻入、西面板塀及び玄関附属、銅板葺			
			神馬舎		正面三間、側面三間、切妻造、妻入、銅板葺			
			入口御門		四脚門、切妻造、銅板葺 附・神橋　一基 石造桁橋、高欄付 ・塀重門　一棟 一間腕木門、切妻造、銅板葺 ・額堂　一棟 正面三間、側面三間、背面八間、切妻造、瓦棒銅板葺 ・銅鳥居　一基 銅製明神鳥居 ・注連掛鳥居　一基 石造釘貫門			
			五間廊					
			摂末社遙拝所	一棟				
			神楽殿	一棟				
			天流水舎	一棟				
			神馬舎	一棟				
			入口御門	一棟				
			附神橋	一基				
			附塀重門	一棟				
			附額堂	一棟				
			附銅鳥居	一基				
			附注連掛鳥居	一基				

○文部科学省告示第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を統合し、同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月九日

文部科学大臣　馳　浩